

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（輸出移動書類に記載すべき事項）</p> <p>第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（輸出移動書類に記載すべき事項）</p> <p>第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 輸出特定有害廃棄物等の運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>二 緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>三 当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び運搬手段</p> <p>（輸出移動書類に係る届出）</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、次の事項を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 輸出移動書類の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>二 当該輸出移動書類の交付を受けた日付及び番号</p> <p>三 当該輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出若しくは運搬を行わないこととなった理由又は当該輸出移動書類に係る輸</p>
<p>（輸出移動書類に係る届出）</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（輸出移動書類に係る届出）</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、次の事項を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 輸出移動書類の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>二 当該輸出移動書類の交付を受けた日付及び番号</p> <p>三 当該輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出若しくは運搬を行わないこととなった理由又は当該輸出移動書類に係る輸</p>

(削る)
(削る)

(輸入移動書類に記載すべき事項)

第三条 法第十条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

(削る)

(削る)

(削る)

2 法第十条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

出特定有害廃棄物等を失った理由

四 当該輸出特定有害廃棄物等に関する今後の計画

2 前項の届出は、様式第一による届出書によってしなければならない。

(輸入移動書類に記載すべき事項)

第三条 法第十条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、次のとおりとする。

一 輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

三 当該輸入特定廃棄物等の引渡しを受けた日付及び運搬手段

2 法第十条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、次のとおりとする。

一 輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

三 当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び処分を予定している日付

四 当該輸入特定有害廃棄物等の処分の場所及び処分の方法

(輸入移動書類に係る届出)

第四条 輸入移動書類(当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第二による届出書により、第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第五条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

(削る)

(削る)

(削る)

(輸入移動書類に係る届出)

第四条 輸入移動書類(当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の交付を受けた者等は、法第十二条第一号に該当する場合には、次の事項を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 当該輸入移動書類の交付を受けた日付及び番号

三 当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法

2 | 前項の届出は、様式第二による届出書により、第六条第三項に定める様式第四及び様式第五による通知書の写しを添付してしなければならない。

第五条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、法第十二条第二号又は第三号に該当する場合には、次の事項を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

一 輸入移動書類の交付を受けた者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 当該輸入移動書類の交付を受けた日付及び番号

三 当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは

(削る)

(削る)

(通知)

第六条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知し

処分を行わなくなった理由又は当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失った理由

四 当該輸入特定有害廃棄物等に関する今後の計画

2 前項の届出は、様式第三による届出書によつてしなければならない。

(通知)

第六条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三日以内に、次の事項を法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

一 輸入移動書類に係る処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 当該輸入特定有害廃棄物等を引き渡した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

三 当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付

四 当該輸入特定有害廃棄物等の数量及び形状が当該輸入移動書類の記載事項と合致している旨の確認

2 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日から三日以内に、次の事項を法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

なければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3 | 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

一 輸入移動書類に係る処分を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

二 当該輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法

3 | 前二項の通知は、それぞれ様式第四及び様式第五による通知書により第三条第二項に定める事項（第一項の通知にあつては第三条第二項第四号に定める事項を除く。）を記載した輸入移動書類の写しを添付しなければならない。

4 | 第一項及び第二項に規定する通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

様式第一 (第2条関係)

輸出移動書類に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣
櫻 井 大 臣 殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名：
住所又は所在地：
印

連絡責任者氏名：
電話番号：
FAX番号：
email：

輸出特定有害廃棄物等
の輸出不行にならないこととなった
を 失 っ た

輸出特定有害廃棄物等の運搬を行わないこととなったので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規
制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を廃止して、次のとおり届出ます。

輸出移動書類の交付を受けた番号及び交付年月日： 年 月 日

輸出特定有害廃棄物等
の輸出不行にならないこととなった
を 失 っ た

届出

輸出特定有害廃棄物等に関する今後の
計画

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第一 (第2条関係)

輸出移動書類に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣
櫻 井 大 臣 殿

届出者
氏名又は名称及び住所又は法人に
あつてはその代表者の氏名並びに電
話、ファックス又はメールアドレスの
番号
印

担当者
電話番号

の輸出不行にならないこととなった
を 失 っ た

輸出特定有害廃棄物等の運搬を行わないこととなったので、特定有害廃棄
物等の輸出入等の規制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を廃
止して、次のとおり届け出ます。

輸出移動書類の交付を受けた日付
及び番号

輸出特定有害廃棄物等
の輸出不行にならないこととなった
を 失 っ た

届出

輸出特定有害廃棄物等に関する今後
の計画

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第一 (第4条第1項)

輸入移動書類に係る送り届出書

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者
氏名又は名称並びに
代表者の氏名：
住所又は所在地：
印

連絡責任者は名：
電話番号：
FAX番号：
E-mail：

輸入特定有害農薬等等の処分を、当該輸入特定有害農薬等に係る輸入移動書類に記載された内容に基づいて行ったので、特定有害農薬等等の輸出入等の取扱いに関する法律第12条第1項第1号の規定により、輸入移動書類を交付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた要旨及び日付	交付番号： 交付年月日： 年 月 日
輸入特定有害農薬等等の引渡しを受けた日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 (年 月 日)
輸入特定有害農薬等等の処分を行った日付 (輸入の相手方等へ通知を行った日付)	年 月 日 (年 月 日)

備考 1 特定有害農薬等等の輸出入等の取扱いに関する法律施行規則第6条第1項及び第2項に定める
書の内容の写しを添付して届出すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二 (第4条第2項)

輸入移動書類に係る処分届出書

年 月 日

環境大臣
経済産業大臣 殿

氏名又は名称並びに住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名並びに電 印
風、テレックス又はファクシミリ番号

担当者名
電話番号

輸入特定有害農薬等等の処分を行ったので、特定有害農薬等等の輸出入等の取扱いに関する法律第12条第1号の規定により、輸入移動書類を添付して届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた日付 及び番号	
輸入特定有害農薬等等の処分を 行った日付、処分の場所及び処分 の方法	

備考 1 特定有害農薬等等の輸出入等の取扱いに関する法律施行規則第6条第3項に定める通知
書の写しを添付して届出すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三 (別添A別紙)

輸入移動書類に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名：
住所又は所在地：
印

連絡責任者氏名：
電話番号：
FAX番号：
E-mail：

輸入移動書類の交付を受けた番号

交付番号： 年 月 日

及び日付

輸入特定有害廃棄物等の
の運搬を行わないこととなった
の処分を行わないこととなった
を 失 っ た

理由

輸入特定有害廃棄物等に関する今後の
の計画

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三 (別添B別紙)

輸入移動書類に係る届出書

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者
氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名並びに電
話、ファクシミリ又はフロッピディの
番号
印

担当者名
電話番号

の運搬を行わないこととなった
輸入特定有害廃棄物等の処分を行わないこととなったので、特定有害廃棄
物を 失 っ た
物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第2号又は第3号の規定により、
輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた日付
及び番号

輸入特定有害廃棄物等
の運搬を行わないこととなった
の処分を行わないこととなった
を 失 っ た

理由

輸入特定有害廃棄物等に関する今後の
の計画

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四 (第6条第1項関係)

Notification on the Receipt of Hazardous Waste/Other Wastes
輸入特定有害廃棄物の受領通知書

Date
年月日

To Disposer
処分者

To Competent Authorities of States
of Export and Transit
輸出国・再輸出国及び再輸出先国の
環境大臣及び国境管理官

From Name:
ASOJIMA
Address:
SHIMIZU
Contact Person:
MURAKAMI
Tel:
Fax:
e-mail:

I inform herewith the receipt of the hazardous waste/other wastes, as follows.
輸入特定有害廃棄物の受領状況を、以下の通り通知いたします。

Notification No. 通知番号	
Serial/lot number of consignments 積荷番号/積込番	/
Date of receipt of waste 受領した年月日	

備考 1 本通知書は英文のタイプ用紙で記入すること。
2 氏名又は名称の欄は、個人においてはその代表者の氏名についても記入すること。
3 本通知書により通知するときは、署名を行った輸入税務課長の印しを捺印すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四 (第6条第1項関係)

Notification on the Receipt of Hazardous Waste/Other Wastes
輸入特定有害廃棄物の受領通知書

Date
年月日

To Disposer
処分者

To Competent Authorities of States
of Export and Transit
輸出国・再輸出国及び再輸出先国の
環境大臣及び国境管理官

From Name:
ASOJIMA
Address:
SHIMIZU
Contact Person:
MURAKAMI
Tel:
Fax:
e-mail:

I inform herewith the receipt of the hazardous waste/other wastes for disposal as follows.
輸入特定有害廃棄物の受領状況を、以下の通り通知いたします。

輸入特定有害 廃棄物の種別 種別	氏名又は名称 Name	
送り主 Name	住所 Address	
送り主の 住所 Address	電話番号: Telephone No.:	
送り主の 電話番号: Telephone No.:	ファックスの番号: Fax No.:	
送り主の ファックスの 番号: Fax No.:		

引渡しを受けた日付
Date of receipt of waste
年月日

引渡しを受けた輸入特定有害廃棄物の数量及び性状が、当該輸入特定有害廃棄物に示す輸入税務課長の記載と合致していることを確認します。
I certify herewith that the wastes received are the same as described in the
Companing document in terms of physical state, by type and number of
Packages and quantity in weight/volume.
引付 署名
Date Signature

備考 1 本通知書は英文のタイプ用紙で記入すること。
2 氏名又は名称の欄は、個人においてはその代表者の氏名についても記入すること。
3 本通知書により通知するときは、輸入税務課長の印しを捺印すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第五 (第6条第2項第1号)

Notification on the Disposal/Recovery of Hazardous Waste/Other Waste
Waste/Recovery/Other Waste

Date
MM/YY

To Exporter
Name

To Competent Authority of States of Export and Transit
Ministry of Environment, AME
 1-1-1, Kasumigaoka 4-chome
 Chiyoda-ku, Tokyo 100-8301

From: Name: RAUSA
 Address: Hiroshima
 Contact Person: Masafusa
 Tel: 083-821-1111
 Fax: 083-821-1111
 e-mail: rausa@amem.go.jp

I inform herewith the completion of the disposal/recovery of the hazardous waste/other wastes as follows:
Waste/Recovery/Other Waste, Amount/Quantity:

Notification No. 通知番号	
Serial/lot number of diagnoses 診断番号/検査番号	/
Date of the completion of the disposal/recovery of the waste 完了年月日	

備考 1 本通知書は発出する前任意で記入すること。
 2 氏名、又は住所の欄は、記入がなければその住所の氏名にのみ記入すること。
 3 本通知書に上号を添付するときは、署名を行った輸入者(商標)の押しを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第五 (第6条第2項第2号)

輸入者による廃棄物の処分完了通知書
 Notification on the Disposal of Hazardous Waste/Other Waste

輸出者
 Exporter
 輸入者による廃棄物の処分状況、数量
 処分方法(廃棄物の種類)の区分
 Competent Authority of States of Export and Transit

氏名又は住所
 Name
 E-mail
 Address
 電話番号 :
 Telephone No. :
 フレックスID番号 :
 Faxes No. :
 テレホンカード番号 :
 Tel. No. :
 ファクシ番号 :
 Fax No. :

輸入者による廃棄物の処分完了通知書
 I inform herewith the completion of the disposal of the hazardous waste/ other wastes as follows.

輸入者による廃棄物の処分完了通知書
 行った日付、処分数量及びCND
 500/5000
 Date of disposal of waste,
 actual/lot of disposal
 and method of disposal as per
 Annex of the Basel
 Convention

引渡しを受けた輸入者による廃棄物の処分は、当該輸入者による廃棄物の処分完了通知書に添付された廃棄物の種類及びCNDの500/5000で行ったことを証明します。
 I certify herewith that the wastes received have been disposed of the same as described in the corresponding reference document in terms of a) date of disposal and b) method of disposal.

(印)	署名
Date	Signature

備考 1 本通知書は発出する前任意で記入すること。
 2 氏名、又は住所の欄は、記入がなければその住所の氏名にのみ記入すること。
 3 本通知書に上号を添付するときは、輸入者(商標)の押しを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。